

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行令
根拠条項	第5条第3項
許認可等の種類	指定保育士養成施設の変更承認申請
法令の定め	児童福祉法施行令第5条第3項 指定保育士養成施設の設置者は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。
審査基準	児童福祉法施行規則（平成23年3月31日厚生省令第11号） 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について （平成15年12月9雇児発第1209001号）
標準処理期間	総期間 135日・弁（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 135日・弁（ ）
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）